

特252

105

護擁體國と新維治明

雄茂邊野井

會更新



始



特 252  
105



維新と國體擁護

文學院大學教授  
博士

井野邊茂雄





蘇藩と國體擁護



## 明治維新と國體擁護

國學院大學教授  
文學博士

井野邊茂雄

明治維新と國體擁護といふことにつきまして、暫時御清聴を煩はします。

先づ何故國體を擁護する必要が起つて來たかといふところから、話を進めて参りたいと思ひます。

私共は現在昭和の大御代に遭遇致しまして、眼のあたり輝かしい躍進日本の姿を見る光榮に浴して居るのであります。今やわが國の力が備はり、或は政治的に、或は經濟的に、或は精神的に、海外に進出する勢ひが鋭くなつて來たばかりでなく、西洋諸國に於きましても、日本の文化を研究しようとする氣運の動いて居りますことは、御承知の通りであります。

併し西洋の諺にも、ローマは一日にして成らずと申して居りまするが如く、躍進日本の姿も決して一朝一夕の間に、招來せられたものではないのであります。長い間の悩みがあり、長い間の苦しみがあつて、あらゆる困難、あらゆる逆境と闘ひ、遂に能くこれを克服して、今日の輝かしい姿を見ることが出來たのであります。殊に現在の日本は英米の諸國と相並んで、或は三大海軍國と謂はれ、或は五大強國と謂はれ、世界の舞臺に於ける指導者としての地位について居るのであります。而も僅かに半世紀の昔を顧み、一世紀の昔を顧みまする時、現在とは

全るで違つた日本の姿、即ちその實力に於て、又その國際的地位に於て、餘りにも貧弱であり、西洋の諸國から差別的の待遇を受けて居つたといふ實際に想到致しまして、今更ながら今昔の感に堪へないのであります。かくの如き逆境を克服したものが、即ち明治維新である。要するに明治維新といふものは、衰頹の日本から躍進の日本への進展の歴史であります。

躍進日本の姿を眼のあたり見て居られまする現代の御若い方々は、過去に於て日本が、非常に逆境に沈んで居つたといふことに對して、或は十分に御承知になつてゐない方もありはしないかと考へるのであります。又小學校の歴史、中學校の歴史などを見ましても、さういふ方面の説明が必ずしも適確であるとばかりはいへないやうに思はれます。併し過去に於ける逆境の日本を知らなければ、明治維新といふものの正しい意義を知ることすら來ないのであります。それで順序と致しまして、先づ受難時代の日本の姿から申上げて見たいと思ひます。

只今から約四十七年の昔であります。明治二十四年七月支那の海軍提督丁汝昌が、六隻の北洋艦隊を率ひまして、横濱に入港したことがあります。時は將に日支兩國の間に圓滿を缺かうとしてゐる際でありますから、一種の示威運動として日本に來たものと思はれます。然るにその當時に於けるわが國民は、威風堂々たる北洋艦隊の雄姿を眼のあたりに見まして、非常な不安と非常な恐怖とに襲はれたのであります。北洋艦隊の旗艦は定遠であります。またその姉妹艦が鎮遠、この定遠、鎮遠の二隻は一萬噸に近い鋼鐵戰艦であります。然るにその頃日本の海軍はどんな有様であるかといふと、わが國に於て精銳と云はれて居りました橋立、松島、嚴島、浪速、吉野、かういふ軍艦は、何れも三千噸乃至四千噸位の小さな二等巡洋艦であります。海軍力に於て非常に劣つて

居るのであります。わが國民が非常に優勝な支那の艦隊を眼のあたりに見まして、恐怖に襲はれたのは、寧ろ當然であります。而もそれは日清戰爭の起る僅かに數年前のことでもあります。

それから同じ年の五月に、名高い大津事件、或は湖南事件と謂はれるものが起つて居ります。これはその當時ロシアの皇太子ニコラス殿下、後に皇帝の位に就かれましたニコラス二世陛下であります。このニコラス二世陛下が皇太子であつた時分に、極東巡視の途次日本を訪問せられたのであります。さうしてその年の五月十一日に近江の大津に出かけられて、御遊覽の際、御警衛に當つて居りました巡查の津田三藏といふものが、遽かに刀を抜いて殿下に斬付けたのであります。この時分、わが國民は、ロシアの東方政策に對して、非常な不安を抱いて居るのであります。殊にシベリア鐵道の敷設のことが既に決定致しまして、今や將に着手しようとする間際であります。ニコラス殿下が日本に來られたといふのも、シベリア鐵道の起工式に臨まれる途中であつたのであります。さういふ際でありますから、皇太子の御來遊につきましても、流言蜚語が盛んに起つて居ります。津田三藏は、かくの如き流言蜚語の刺戟を受けた結果として暴行を致したのであります。併し何しろその相手は、世界の強國と謂はれるロシアであります。殊にロシアの皇太子であります。又そのロシアは、日本が豫ねてから怖れを懷いて居る國であります。故にこの事變の起りますや否や、内閣を始めとして、わが國民の周章狼狽は、言葉にも筆にも盡すことの出來ないほどの有様であります。これが爲にロシアの感情を害し、今にもロシアの大艦隊が品川の灣頭に現はれ、わが帝都を攻撃するであらうといふことが、わが國民の憂であつたのであります。幸にして皇太子殿下の負傷は極めて輕いものであり、又一兇徒の暴行に過ぎないといふことが理解せられましたので、

大事に至らずに済んだのであります。併しこの際に於ける國民の不安、國民の恐怖といふものは、殆んど今日から想像の及ぶことが出来ない程の有様であるのであります。現にこの事件の爲に、日本は亡びるかも知れないと公言した内閣の大臣さへもあるのであります。

ロシアに對し、支那に對し、非常な恐怖の念に襲はれたことは、かくの如きであります。併しわが國力の不振を物語るものは、唯こればかりではないのであります。

明治十五年のことでありますが、イギリスの商船ノルマントンといふ船が、横濱を出帆しまして、神戸に向ふ途中、紀州の沖で沈没したことがあります。その時に船長以下乗組の外國人は、全部避難したにも拘らず、船客であります二十五名の日本人は、悉く溺れて死んだといふ、極めて不愉快な事件が起つて居るのであります。船長の辯明するところに依りますれば、船の沈んだ際、ボートを卸して、日本人に避難するやうに奨められたけれども、誰もこれに應ずるものがない、急の場合であるから、已むを得ず日本人だけを殘して船を去つた。かういふのが船長の辯明であります。併しかくの如きは、常識から考へても、あり得べからざることであり。日本人の船客だけが、船と共に運命を共にしなければならぬといふ理由は少しもないのであります。而も神戸在留のイギリス領事は、船長を審問の結果、その行ひが正當であるといふことを認めまして、無罪を宣告して居るのであります。これが爲にわが國論が沸騰致しまして、各新聞紙の如きも、筆を揃へて攻撃したは當然のことです。これで政府でも流石に捨て置くことが出来ないで、兵庫縣知事内海忠勝に命じて殺人罪として神戸の英國の領事館に起訴したのであります。併し結局その目的を達することが出来なかつたのであります。

御承知の通り、江戸時代の末から明治の初年にかけては、各國との條約といふものは、極めて不完全なものであります。外國人に對して治外法權が許されてゐる。日本の法律では外國人を取締ることが出来ない、所謂領事裁判が行はれて居るのであります。曾て外務大臣をせられた石井子爵は、明治二十六年に外務省に入られたのであります。晩年その頃のことを追想して、次のやうに話されて居ります。「自分が見習として外務省に入つた頃は、假令現行犯であつても、外國人を捕へることは出来ない。又脱税或は密輸入の外國商人を領事裁判に訴へても、大概は曖昧の間に葬むられてしまふ。治外法權、領事裁判といふものが、如何に濫用せられて害毒を流したことの甚しかつたかといふことは、今日からは想像も出来ない程である。その時分の外務省の事務といへば、朝から晩まで癪に觸れることばかりで、學校を出たばかりの自分には、それが殘念で堪らなかつた」と言はれて居るのであります。一事が萬事であります。ノルマントン號の船長が、人種的の差別觀に囚はれて、日本人を見殺しにしたといふやうな不法な行爲でさへも、領事裁判では無罪を宣告して居るのであります。而も日本人は、かくの如き不法行爲に對して争ふことも出来ない。これを我慢しなければならぬといふやうな有様であつたのであります。

併し條約の不利といふことは、唯領事裁判ばかりではないのであります。その頃の輸入税の如きも、大概は三分或は五分といふ安いものであります。又無税品も澤山あるのであります。即ち法權、稅權、兩方面に於てわが國の利權といふものは侵害せられて居るのであります。故に條約の改正といふことは、明治初年以來わが國民の熱心に希望したところであり、又政府に於きましても非常に力を盡したのでありますけれども、容易に成功す

ることが出来なかつたのであります。これはその當時に於てわが國の力が備つてゐなかつたからであります。然るに明治二十七年になりまして、その時の外務大臣陸奥宗光伯の努力に依りまして、漸くその目的を達し、最初先づイギリスとの條約が改正せられ、引續いてその他の諸國に及んで居ります。併しその時は法權の改正といふことを主たる目的としたものでありますから、治外法權が撤廢せられ、領事裁判は中止になりましたけれども、稅權の方面に至りましては、まだ十分ではないのであります。それから約十年の後明治四十四年になりまして、再び條約の改正が行はれ、茲に初めて稅權をも恢復することが出来たのであります。只今から約三十年の昔であります。即ちわが國は只今から約三十年以前迄は、西洋の各國と對等の交際をすることが出来なかつたのであります。

斯様に國の實力に於て缺けるところがありますから、わが國の領土權の如きものも、屢々危殆に瀕して居るのであります。一、二の例を擧げて申しますならば、琉球の如き、或は小笠原島の如き、現在では何人も疑ふことなき帝國の一部でありますが、極く最近迄は、琉球は日本のものであるか、支那のものであるか、どちらの領土に屬するかといふことが、判明してゐなかつたのであります。又小笠原島はその名稱の示して居りますが如く、文祿年間に小笠原貞頼に依つて發見せられたものであります。然るに何時の間にかイギリス人或はアメリカ人の植民地になつてしまつたのであります。而もそれがわが帝國の領土として確定致しましたのは、琉球に於ては明治六年のことであり、小笠原島に於ては明治八年のことであります。併しこれらは何れもわが領土權を確立致したのでありますけれども、同じく日本人に依つて發見せられ、日本人に依つて最初に開拓せられました

千島、樺太等も、維新以前に於きまして、千島は既にロシアの爲に蠶食せられて居るのであります。又明治八年になりまして、その蠶食せられました千島と樺太とを交換するといふ名義の下に、わが國は遂に樺太の領土權をロシアに讓渡するやうな結果を招來して居るのであります。但しこの樺太の方は、日露戰爭の後ポーツマス條約に依りまして、南の半分だけは恢復したことは御承知の通りであります。又日清戰爭の直後名高い三國干涉に依りまして、遼東半島を放棄したことは、これ亦吾人の記憶に新たなところであります。

維新の後、明治年間に於て既にかくの如き有様であるから、明治維新以前に於きましては、更に甚しきものがあるのであります。文久元年の三月でありますが、ロシアの軍艦が突然對馬に参りまして、船を修理するといふ名義の下にその占領を企てたのであります。而も強國の威を恃んで亂暴狼藉に至らざるなき有様でありましたけれども、對馬の領主宗氏には、これを制するだけの力がないのであります。又幕府でも再三再四外交手段に依つて、その退去を迫りましたけれども、どうしても聽入れない。占領の姿は段々露骨になつて参りまして、幕府では手の着け様もないのであります。幸にしてイギリスの政府は、その利害關係上、ロシアの日本侵略を承認することが出来なかつた。これが爲に東洋艦隊に命じて強硬な抗議を申込ましめたが爲に、ロシアも已むを得ず手を引くことになつたのであります。これがざつと七十四年の昔であります。

又嘉永六年に日本に参りましたアメリカの提督ペリーは、その目的を達するが爲に小笠原島の保障占領を企てたことも亦顯著な事實であります。このペリーの参りました時に、わが國の上下は、擧つて周章狼狽しましたことは、小學校の歴史にも記されて居ります。名高い「太平の眠をさます上喜撰たつた四杯で、夜もねられず」こ

これは教科書に載つて居りまするし、またこの落首に依つてもその頃の世相が想像せられます。殊にペリー提督の態度は、頗る傲慢不遜なものであります。或る時には、満足な答を得なければ、戦争する外はないと云つて居ります。又ある時には、日本の近海に五十隻の軍艦が遊弋して居り、カルフォルニアにも五十隻の軍艦がある。萬一戦ひが開かれた時には、百隻の大艦隊が二十日の間に到着するであらうといふ威嚇の言葉さへも弄してをります。なほ甚しきに至りましたは、白旗二旗を幕府に贈つて居ります。白い旗は云ふ迄もなく降服を意味するものであります。そこでペリーの申しますには、「日本はアメリカと戦争して、勝つだけの見込があるか。恐らくはそれだけの自信はあるまい。即ち戦争になれば、日本は負けるに違ひない。若し負けた時は、この白い旗を立て、來い。何時でも戦争を中止してやらう」かう申して居るのであります。幕府でも流石に人心を刺戟することを恐れて、この事だけは秘密にして居つたのであります。何時の間にか洩れて、著しく人心を悪化せしめたのであります。これが八十年前のことであります。若しこの儘にして放任して置いたならば、日米關係の將來は、頗る憂ふべきものがあつたのであります。然るに幸にして幾何もなくわが國に渡來致しました初代のアメリカ公使タウンゼント・ハリスは非常にわが國に同情し、丁寧親切であり、誘掖指導の勞を惜まなかつたが爲に、ペリー提督に關する反感の情は一掃せられ、茲に始めて日米親善を築くことが出來たのであります。併しこれは後のことであり、實力を伴はない對外關係が、國威の宣揚に價しないといふことは、今も昔も少しも變りはないのであります。

かくして、孝明天皇が元治元年に將軍家茂に賜はりました宸翰に「汝は現在の時勢を如何に觀て居るか、内は

幕府の政が宜しきを失ひ、國家將に亂れやうとして居る。又外は歐米諸國の凌辱を受けて、將に併呑の禍に罹らうとして居るではないか。朕はこれを思ふ毎に夜もゆつくり寝ることは出來ない。食へ物も咽喉を通らない」と仰せられました。多大の宸憂の在した程の國家の非常時が、國民の目前に展開せられたのであります。果して然らば何が故にかくの如き非常時が招來せられたか、又何が故にかく迄に歐米諸國の凌辱を受けなければならなかつたかといふことについて、簡單に説明して置きたいと存じます。

わが國が全國の港を鎖しまして、海外諸國と交りを絶ち、又國民をして一足も外國に踏出すことを禁じ、所謂鎖國の姿になりましたのは、江戸時代の初、三代將軍家光の時、即ち寛永年間のことであり、而もその以前に於きましては、わが國は喜んで海外の諸國を迎へ、わが國民も亦萬里の波濤を冒して海外に赴き、東洋の方面から南洋の方面にかけてをその勢力範圍として活躍を試みて居りまするし、更にヨーロッパに、アメリカにその足跡を止めて居るのであります。國民の元氣は盛んであり、國家の實力は充實して居りますから、西洋諸國との交りは對等であります。維新前後に見られるやうな治外法權などは行はれてゐない。日本に來て居ります外國人は、すべて皆日本の法律に依つて取締つて居るのであります。豊臣秀吉に依つて行はれました大陸政策の發展の如き、要するにかくの如き氣運から導かれて居るのであります。故にポルトガル領の印度總督からは、特に使を派遣し、圖書並寶物を秀吉に贈つて敬意を表して居ります。この時秀吉に送りました所謂圖書といふものは、現在でも京都の妙法院に保存せられて居りますが、その文意は極めて鄭重を極めたものであります。最初に秀吉の鴻業を讀へまして、かくの如きは古來未だ聞かざるところ、驚くべき奇蹟であると申して居ります。又その最後

に當地に於て、即ち印度に於て殿下の爲に盡すべきことがあるならば、悦んでその命に應ずるであらう、といふ言葉を以て結んで居ります。これは外交上の辭體の用ひあるのは、勿論のことでありますが、わが國の國威が海外に迄輝いてゐたといふ一斑は、ほど推測出來ようと思ふのであります。秀吉は又イスパニア領のフィリッピンの總督にも入貢を促して居ります。この時總督は秀吉の怒りに觸れることを恐れ、支那と同盟して日本に當るか、然らざれば禮を厚うして日本に交るか、二つに一つを選ばなければならぬといふことを、本國の政府に上申して、その訓令を仰いで居るのであります。その後、總督府に於ては、評議の結果、日本と交ることは最も希望するところであるから、本國政府に建議して永く兩國の和親を結ぶであらうといふ意味の手紙を秀吉に送つて、その歎心を求めて居るのであります。この時に於けるマニラの總督府が日本の感情を害することを恐れて、戦々兢兢たる有様は洵に氣の毒な程の有様であります。又シヤムに於ける山田長政、臺灣に於ける濱田彌兵衛の事蹟の如きは、小學校の教科書にも記されて居ります程で、餘りにも有名であります。

斯様にわが國は國力が盛んであり、その實力に於ても決してヨーロッパ諸國の下に立つものではなかつたのであります。若しこのやうな姿が永く續きましたならば、國力の發展は、眼を驚かすものがあつたに相違ないのであります。然るに不幸にしてそれが寛永年間の鎖國に依つて挫折してしまつたのであります。それから以來わが國民は、廣い世界のあることを忘れ、狭い島國ばかりが日本人の知つて居る世界であります。殊にこの時代は前後稀に見るところの泰平期でありましたので、又その泰平が永く續いて居りますが爲に、國民は唯平和を喜び、享樂に耽つてゐたのであります。

斯様に外國人との交りを絶ち、孤獨の境涯に餘儀なくせられ、その上に泰平の永く續きます時には、必ずいろいろな弊害の起つて來るものであります。第一に國民の元氣が衰へて参ります。第二には風俗が紊れて参ります。第三には世界人としての意識がなくなつて参ります。第四には良くない政治が行はれます。そして最後には國の力が衰へるのであります。わが國もまた、それと同じ経路を辿つたのであります。嘗て海外の諸國と交際を致して居つた頃とは全く比較することの出來ない程力の弱い、衰へた國の姿となつてしまつたのであります。この時に當つてわが國は恐るべき海外勢力の脅威を感じたのであります。非常時としての國家の姿は、これからして導かれて來るのであります。

西洋の諸國の内、最も早くわが國と關係のありましたのは、ポルトガル、イスパニア並オランダの國々であります。これらの國々は、わが國が港を鎖して居ります二百餘年の間に、何れもその勢力が衰へ、これに代つてロシア、イギリス、フランス、アメリカ合衆國の勢力が盛んになつて來るのであります。學問が拓け、商工業が進み輝かしい文化の華を咲かしたのであります。殊に又各國の間に激しい勢力の争ひがありますので、幾度か戦争が繰返され、その陸海軍が非常に精銳になつて居るのであります。殊に西曆十七、八世紀の頃から十九世紀にかけて、これらの諸國の東洋進出の勢ひが、段々鋭くなつて参ります。ロシアがシベリア地方を占領しましたのも、その頃であります。イギリスが印度を占領したのも、やはりその頃であります。力の弱い國々は、何れも西洋諸國の侵略を免れることが出來ない。かくしてロシアはシベリアから南に進んで、漸くわが國の領土である今の北海道の地方を窺ひ、イギリスは又阿片戦争に於て、支那から香港を奪ひ、更に日本にも眼を着けるやうに

なつて居ります。又アメリカ合衆國もカルフォルニヤを手に入れましたからは、東洋進出の勢ひが段々鋭くなつてゐます。斯様に外國の勢力が段々日本の方に近付いて來ますので日本の立場も亦危いと申さなければならぬのであります。

然るにその頃わが國は、永い間の泰平に依つて國の力が衰へて居る、多くの點に於て西洋諸國に劣つて居るといふ情ない有様であります。中にも一層大切な國防が全然缺けて居るのであります。大砲、小銃はありましても、最早實戰の役には立たない、砲臺もなければ軍艦もない。殊に國防の第一線に立つべき武士が墮落して居るのであります。國を護るの用意が全然ないのでありますから、一つ間違ひますれば、印度のやうに併呑せられるか、支那のやうに領土の一部分を奪はれるといふ心配があつたのであります。心配があつたと申しますよりは、その頃既にわが北方に於きましては千島はロシアの爲めに蠶食せられ、樺太さへも既に危くなつて居るのであります。ロシア、イギリスは、その當時の日本に取つて恐るべく脅威であります。わが國の識者が西洋の諸國から受ける刺戟を、國難として見る考察は、かくの如き内外の情勢から導かれたのであります。茲に於てロシアに對し、イギリスに對し、如何にこれを處置すべきかといふことが、わが國の識者の間に考慮せられたのであります。

天明、寛政の頃名高い仙臺の林子平に依つて、初めて國防論が提唱せられましたから後、世の進むに隨つて兵備國防の問題が盛んに論議せられて居ります。併し大局の上から見ますならば、これは西力の東漸に伴ふ當然な結果でありますが、唯單にイギリスやロシアばかりの問題でない。もつと根底から對外政策の方針を定めなければならぬといふことに、日本人が気がついたのであります。對外の方針を定めますについては、西洋のことが

分つて居らなければならぬ。でありますから、これから日本人は西洋の歴史、西洋の地理の研究に没頭したのであります。これは時代から申しますと、文化から文政にかけてのことではありますが、可なり澤山西洋に關する著述が翻譯せられ、或は著作せられて居ります。例へば佐藤信淵の西洋列國史略、司馬江漢の萬國略史大成、前野良澤の魯西亞本紀略、桂川甫周の魯西亞誌、尾關三英のナポレオンの傳、その他いろいろのものが著作せられて居るのであります。日本人はそれらの研究に依つて、略々海外の事情に通じたのであります。かくてその結果として日本人の學び得たところが二つあるのであります。その一つは、日本が國を鎮して居る間に、日本と西洋との間に大きな隔りが出來たことであります。即ち文化、殊に物質文化に於て、又その富に於て、その武力に於て、日本は到底西洋の諸國に及ばないといふことを諒解したのが一つであります。いま一つは、西洋諸國の經濟的進出には、何時も武力が伴つて居る。つまり武力の解決に依つて經濟的利權を追求して居るといふことの理解であります。故にわが國の識者は、一日も早く西洋と同じ實力を養はなければならぬ。衰へて居る國力を恢復することが、今日の急務であるといふことに気がついたのであります。その時更に日本に刺戟を與へたのが、隣國支那に起つた阿片戦争であります。阿片戦争は、御承知の通り今から九十年の昔、わが國の年號から申しますと、天保十二、三年の頃に當つて居りますが、その頃既に印度を占領して、私かに機會を窺つて居りましたイギリスが、武力に訴へて支那に於ける經濟的利權を獲得した名高い戦争であります。それでわが國民はこの事實に依つて非常な杞憂を懷きまして、阿片戦争に關する調査研究といふものがやはり行はれて居るのであります。この時分に作られました阿片戦争に關する著書は、可なり澤山ありますが、中にも日本人に多大の刺戟を與へた

のは長崎に滞在して居りますオランダ人並支那人の報告であります。それらの研究或は報告に依りまして、日本人がこの事實に依つて學び得ましたところのものは、若しわが國に於て國力の恢復を怠り、或は兵備の整頓を怠つたならば、わが國も亦支那の覆轍を踏んで國體を傷つけるやうになるかも知れんといふ心配であります。最早油断をすることは出来ないといふことに、日本人は氣がついたのであります。わが國民が阿片戦争から受けました刺戟並に教訓といふものは、非常に偉大なものであるのであります。茲に於てわが國力を恢復し、わが國體を擁護しなければならぬといふ説が世上を風靡して殆んど輿論の如くになつたのであります。

然るに既に衰へて居ります幕府は、輿論に従つて國力を恢復するだけの力がないのであります。遂に何事をも準備をなし得ない際に、嘉永六年になつてペリー提督を迎へたのであります。

アメリカは阿片戦争の後、支那と通商條約を結びまして、東洋貿易が次第に旺んになつて居ります。商船の往來が頻繁になつて居ります。又アメリカの捕鯨船が太平洋方面に澤山出動して居るのであります。アメリカと致しましては、これらの商船、捕鯨船を保護しなければならぬ責任があるのであります。又これらの船に石炭を供給したり、食糧を供給したり、或は暴風雨の際の避難の場所を考へることも必要になりましたので、それが原因となつてアメリカが日本の開國を促したのであります。然るにその頃の幕府は只今申したやうに、外國の使節を迎へることについて、何らの用意が出来なかつたのでありますから、結局ペリー提督の率ゐる大艦隊の武力の前に屈するの外はなかつたのであります。かくして遂に和親條約を結び、國を開いたのは安政元年のことで、只今から八十餘年の昔であります。それから引續いてイギリス、ロシア、オランダ等と同じ條約を結んで居ります。

併し國を開いて歐米諸國と交際するやうになつてからは、尙ほ更國力の恢復が必要であります。何故かと申しますならば、實力の伴はない國際關係には大きな危険を伴ふからであります。これが爲にわが國民の間に、國力を恢復する爲に、國體を擁護する爲に、涙ぐましい必死の努力が拂はれて居るのであります。

以上述ぶるところに依りまして、わが國が如何にして、國體擁護の必要を認めるやうになつて来たかといふことは、ほど明かになし得たと思ひます。要するに海外から受ける刺戟を困難として考察しなければならぬほど、國の力が衰へて居り、若し一步を誤らば、印度のやうに、支那のやうに、悲惨な運命に遭遇しなければならぬといふ危険が目前に横つて居る。斯様な危険から免れる爲に、日本人は永い間の眠りから醒めることが出来た。それが必然的に國體擁護の運動となつて現はれて來るのであります。

斯様に國力を恢復することが必要となりました時に、わが國の識者に依つてまづ考慮せられたのが、富國強兵に重點を置くところの政治改革論であります。先刻も申上げましたやうに、わが國はこの點に於て非常な缺陷があつたからであります。故に國力を恢復するにはどうするとは申しながら、政治經濟その他全般に亘る幾多の文化事業は、暫く後廻しにしまして、國防を整へ、兵備を講ずることに全力を注いで居るのであります。それが出来てゐなければ、國體を擁護することが出来ないからであります。而も幕府は既に衰へて、國力恢復の任務を完遂することが出来ないであります。この頃の幕府は、事實上中央政府としての機能に任じて居るのであります。然るに幕府の勢力は既にその價値を失ひ、最早中央政府としての機能に任ずることが出来ないと思はれます。かくの如き幕府に依つて支へられて居る日本の立場も亦危いと云はなければならぬのであります。併し現在の

日本をその儘に捨て、置いたら、國家の將來は段々危くなるばかりであります。それで先づ識者階級の間に考慮せられましたのは、「國力を恢復するが爲に幕府の勢力を恢復する」といふことでありました。幕府が衰へてゐては、國力を恢復することが出来ない。幕府を扶け、幕府をしてその任務に就かしめようとしたのであります。又その計畫の現はれが、安政の大獄の原因をなして居ります幕府の繼嗣問題であります。

安政年間にわが國が再び國を開き、世の中の有様が非常に變つて参りました時に、幕府の中心であつたものは十三代將軍の徳川家定であります。家定將軍は多病虚弱であり、又重大なる政務を決裁する能力に缺けて居るのであります。幕府の勢力を恢復することが、世の中の注意に上つて居る際に、幕府の中心たる將軍がかくの如き有様であるといふことは、決して多數の國民をして満足せしめるものでない。幕府に對する世人の信頼の情が段々衰へてまゐります。而もこの時に、國際關係の實際からは、鞏固な中央政府の存在が必要とせられて居る。然るに幕府がかくの如き有様では、その必要に應ずることが出来ない。これが爲に先づ幕府の勢力を恢復しようといふことが、考慮せられたのであります。

斯様に幕府の勢力を恢復することが、識者に依つて考慮せられました時、將軍家定に子供のないといふことも、亦備みの一つであります。子供のない以上には養子をしなければならぬ。そこで國を憂ふる識者たちは、この際幕府の中心となつて、實際の働きの出来る勝れた人物を迎へて將軍を輔佐せしめ、まづ幕府の中心を固めてから、然る後にその勢力を恢復し、國力恢復の任務に就かしめようと考へたのであります。斯様な考へを懐いて居たものは、越前の藩主松平慶永、薩州藩主島津齊彬、土州藩主山内豊信、伊豫守和島藩主伊達宗城等であり、

何れも名君の譽が高く一方の勢力であります。又幕府の役人の内にもこの説に賛成する者が多いのであります。

幕府の内規に依りますと、將軍の養子になるのは三家三卿、三家とは紀州、尾張、水戸、三卿とは一橋、田安、清水であります。その三家三卿に限られて居るのであります。然るにその頃三家三卿の内には、紀州の徳川家茂、一橋の徳川慶喜以外に適任者が無い。随つてこの二人が將軍の養子の候補者として數へられたのであります。そこでこの二人と幕府との間を考へて見ますと、紀州の家茂は將軍家定の從弟になりますから、血縁が一番近い。一橋慶喜は水戸の烈公、齋昭の子供であります。將軍とは血縁が非常に遠くなつて居ります。それで血縁の近いものを養子にするといふ、世上一般の常識に従ひますならば、云ふ迄もなく徳川家茂が適任者であります。併しこの時の養子問題は、幕府の爲に後繼を設けるといふやうな、單純な問題でない。寧ろ國力を恢復する爲の前提として考慮せられて居るのであります。この意味から申しますならば、その頃漸く十歳前後の少年であり、家茂は、到底その任務に堪えない。これに反して一橋慶喜は、既に二十歳前後の青年である。而も若き時分から賢明の譽が高く、世間の人望も集つてゐる。この人ならば幕府の中心となつても立派に仕事が出来。今日の場合血縁の近いとか、遠いとかいふことは問題にならない。かういふのが松平慶永を始め、その他の人々の見解であります。故に有力の大名、有力の役人達は結束して、一橋慶喜を將軍の養子として迎へる運動に力を盡したのであります。この運動に、當時志士、浪人と呼ばれて居ります諸有志者も参加しましたので、殆んど輿論の如くになつたのであります。これが世に謂ふところの幕府の養子問題、繼嗣問題と稱へるものであります。

然るに幕府の大老井伊直弼は、時勢に對する認識を異にして居ります。故に、耳を輿論に傾けない。唯單純

に血縁の近いといふ理由に依つて、多數識者の期待を裏切り、家茂を將軍の養子として迎へたのであります。茲に於て松平慶永を始めとして、志士浪人達は、直弼を以て、國を誤り、幕府を誤るものと考へまして、國家の爲からいつても、幕府の爲からいつても、直弼をして大老の地位を去らしめなければならぬとの確信を高めたのであります。これが幕府の養子問題の繼續事業としての、井伊大老排斥運動の起る原因であります。

井伊大老排斥の計畫には、松平慶永を始め、有力の大名、有力の役人並に多數の志士がこれに参加し、更にいろ／＼な手筈を求めて朝廷をも動かし、有力の公卿も亦これに賛同したのであります。これが爲に井伊直弼の地位は段々危くなつて参ります。直弼は遂にこれを忍ぶことが出来ぬ、安政五年から六年にかけて、この運動に参加致しました反對派の人々、上は皇族、公卿、大名から、下は百姓、町人に至るまで、數十人に嚴重な處分を加へた。これが世に謂ふところの安政の大獄であります。

併しかくの如き大獄は、古今東西の歴史を調べて見ましても、稀に見るところのものであります。幕府の勢力の盛んな時代に於きましても、物議を醸さず措かないのであります。況んや幕府の勢力の衰えてゐる時でありますから、尙ほ更のことであり得ます。その反動の如何に恐るべきかは明かであり得ます。かくして井伊大老は全く世の中の人心を失ひ、萬延元年三月三日櫻田門外に於て、悲惨な最後を遂げたのであります。

安政の大獄に處罰せられた人々は、概ね朝野の間に於ける指導者であります。中にも青蓮院宮尊融親王、これは後の久邇宮朝彦親王と申上げた御方であり得ますが、孝明天皇の御信任が篤く、常に御相談相手になつて居られます。非常に勝れた御方であり、丁度建武中興の際に於ける護良親王のやうであるといふので、今大塔宮と申上

げた程立派な御方であり得ます。又前内大臣三條實高も、孝明天皇の謀臣で、朝廷第一の識者と謂はれて居ります。而して青蓮院宮は、「今日國家の衰運を挽回し、諸大名の疲弊を救ひ、外國の脅迫から免れるには、有爲の人物を將軍の養子とする外はない」と云はれて居ります。又三條實高も「外國に對する處置の如きは抑々末である。先づ幕府からして立直らなければならぬ」と論じて居るのであります。なほ又諸藩士の内では、越前の橋本左内、長州の吉田松陰は有名であり得ますが、橋本左内も亦同じ考へであり、「幸ひにして正論が行はれたならば、海内の氣風はこれが爲に革り、再び慶長元和の昔に歸り、國富み兵強く、國威を海外まで輝かすことが出来よう。不正論が行はれたならば、數年ならずして國內が亂れるに相違ない。この度の事件は、國家の盛衰に關する」と明言致して居ります。正論といふのは、一橋慶喜を將軍の養子とするといふことであります。これを見ましても、幕府の養子問題が、如何なる期待の下に主張せられたかの實際を知ることが出来ようと思ひます。

橋本左内は越前藩主松平慶永の臣であり、安政年間に於ける越前藩の行動は、概ね左内の指導に依つて行はれて居ります。元來醫者の家に生れたのであります。その才を認められて拔擢せられ、醫者から士となり、先輩の藤田東湖、友人の西郷隆盛、吉田松陰等からも、非常に重んぜられてゐたのを見ましても、その勝れた人物であつたことが想像し得られるのであります。而も左内は、これが爲に死刑に行はれたのであります。

又吉田松陰が、長州に於ける先覺者であつたことは、今更申上げる迄もないのであります。併しその意見が用ひられなかつたが爲に、橋本左内の如く、或は他の同志の如く、十分にその力を伸ばすことは出来なかつたけれども、郷里萩に於ける松下村塾に於て、門下の青年に、日本精神を鼓吹した力は、偉大なものがあります。例

へば木戸孝允の如き、伊藤博文の如き、山縣有朋の如き、その他長州に於て奇傑と云はれる人々は、殆んど皆吉田松陰の門人であります。松陰もまた死刑に行はれて居りますが、死の直前に作りました詩に

吾今爲國死 死不背君親

悠々天地事 感賞在明神

名高い辭世の詩であります。自分は今、死刑に行はれる。併し君と親に背くものでない。御國の爲に盡さうとする眞心こそは、神様が知つて居られるといふので、憂國の精神が輝いて居ります。橋本左内は二十六歳、吉田松陰は三十歳、これからその才を用ひらるべき年齢に於きまして、非命に倒れたのは洵に惜しむべきであります。

又浪人の内に於きまして、その牛耳を執り、先聲として仰がれましたのは、梁川星巖であります。これに次ぐでは梅田雲濱が勢力を有し、頼三樹八郎の如きも、嶄然頭角を表はした一人であります。何れも京都に於て朝廷と連絡を取ること力を盡しましたので、井伊直弼の憎むところとなり、頼三樹八郎は死刑に行はれ、梅田雲濱は獄中で病の爲めに倒れ、梁川星巖は捕縛せられる直前に、流行の虎列刺病で死んで居ります。星巖は有名な詩人でもあります。併し決して唯の詩人ではない。慷慨にして氣節を尙び、國を憂ふるの志に篤く、安政以來志士浪人の指導者として、隱然一方に勢力があつたのであります。故に苟くも國を憂ふる識者にして京都に参ります者は、必ず星巖を訪ねて、その教を受けて居ります。それで三本木の屋敷は、丁度志士の集會所のやうになつて居りますが、併し七十歳の老年でありますから、思ふやうに働くことが出来ない。然るに梅田雲濱は四十歳、

頼三樹八郎は三十四歳の男盛りでありますから、日夜盛んに活動したのはこの二人であります。安政元年にロシアの船が突然大阪に参りました時、梅田雲濱が同志を率ゐて國難に赴かうとした時に詠みまされたのが

妻臥病牀兒叫飢 挺身直欲當戎夷

今朝死別與生別 唯有皇天后土知

有名な詩であります。詩にあります妻といふのは、名高い上原立齋の娘で、才色兼備と云はれた賢夫人であります。丁度肺病の爲に重態に陥つて居りましたのを、雲濱はこれを顧るの暇なく、國事の爲に奔走したのであります。而もこの賢夫人は、間もなく病氣の爲に死んで居るのであります。雲濱は斯様な悲惨な體驗を以て居るのであります。又その述懐の歌の中に

君が代をおもふ心の一寸ちに

わが身ありとは思はざりけり

國家あることを知つて、一身一家の安危を思はないといふのであります。そこに勤王の志士としての雲濱の面目が現はれて居ります。又頼三樹八郎は、名高い日本外史を著した頼山陽の三男であります。これも安政の大獄の時に捕はれまして、京都から江戸に送られる途中、箱根で詠みまされたのが、これも名高い詩であります。

當年意氣欲凌雲 快馬東馳不見山

今日危途春雨冷 檻車搖夢度函關

自分は唯國家のことばかり考へて、身の上のこと等は少しも考へなかつた。それで今日しも春雨のそば降る中を

囚はれの身となつて箱根の坂を越えるといふので、全く梅田雲濱と同じ精神を歌つて居るのであります。

これらの事實に徴しましても、當年の識者の企てた幕府の養子問題が、唯單純に幕府の立場を擁護しようとするものでない。幕府の立場を擁護することに依つて、國家の立場を擁護しようとするのがその目的であります。幕府の私事でなくして、國家の重大問題として考慮せられてゐたのであります。不幸にして井伊直弼は時局に對する認識を異にして居りますが爲に、かくの如き正しい意義を諒解することが出来なかつた。誤つて幕府に對する反逆をなし、反對派を威壓することに依つて、時局の安定を圖らうとしたのであります。然るに時勢は全く井伊大老の期待を裏切り、益々混亂に陥り、遂に孝明天皇の宸翰に仰せられましたやうな、非常時の姿が國民の前に展開せられたのであります。それと共に國體擁護の必要が、重大性を帯びて來るのであります。

安政の大獄に罪せられた人々の考へて居るところは、幕府の立場を擁護することに依つて、國家の立場を擁護しようとするのでありますから、廣い意味に於ては勤王であり、又國體擁護の運動であるとも云はれるのであります。又この事件に關係した人々も、さう信じてゐたのであります。これはその時の人々の詩文を読んで見れば、直ちに諒解が出来ますが、併し幕府並に武家政治の存在は、わが國體とは相容れないものであります。故に、假令幕府の立場を擁護することが、即ち國家の立場を擁護することであつたと致しましても、幕府の存在を肯定致します以上、正しい意味に於ての勤王であり、正しい意味に於ての國體擁護であるとはいへないのであります。然るに安政の大獄に依つて、當年の志士の計畫が全く破壊せられ、時勢が更に險惡を加へるやうになりました。その後、多數の識者は、始めてかくの如き矛盾から目醒め、國體明徴の勤王運動に邁進することになつた。これが

爲に海内への情勢が速かに革り、明治維新への進展が加速度を加へて來るのであります。

既に申上げました如く、幕府の養子問題は、その頃の日本として當然考へなければならぬ、國力恢復の問題を解決する一つの手段として選ばれたものであり、安政の大獄は、その不幸な犠牲であります。併し結果から申しますならば、國民多數の希望は達せられてゐない。如何にして衰へて居る國力を恢復すべきか、又如何にして金匱無缺のわが國體を擁護すべきかといふ重大問題は、未解決の儘に依然として殘されて居るのであります。而も國力の恢復せられない以上、帝國將來の安全は、保證することが出来ない。是に於て識者の努力は、再びこの問題に集中せられるやうになつたのであります。この時、わが國民の心に閃いたものが、日本精神であり、正しい國體の姿であります。

國體の正しい姿に依りますれば、わが國家は 天皇親政の國家でなければならぬのであります。然るに鎌倉時代以來武家政治が行はれて居る。武家政治といふものは、わが國體とは相容れることの出来ない變態の政治であります。而もそれが數百年の長い間、連續して行はれて居るのであります。それは何故であるか。やはりそれだけの理由がなければならぬのであります。これより先平安朝時代に、藤原氏が皇室の恩寵を積みまして專横を極め、所謂貴族政治といふものが行はれて居る。然るにこの藤原氏の貴族政治は、禍を皇室に及ぼしたことが非常に多いのであります。かくして藤原氏が衰へ、貴族政治が頽廢を極めました時には、皇室も亦衰へて居られる。皇室御自身の御力ばかりを以てしては、最早社會國家の安寧秩序を維持せられることに御困難を感じられるやうになつて居られるのであります。殊に外國思想の悪い影響を受けて、國民思想の動搖を來し、わが國民は國體に

關する正しい認識を失つてゐたのであります。これが爲に藤原氏が政治的生命を失つた後にも、政權は遂に朝廷に歸らず、藤原氏の貴族政治は、その儘形を變へて武家政治へと推移したのであります。かくして武家政治は、變則の途を辿りながら、その本來の使命に基き、封建制度を完備せしむることに依つて、發達の頂上に達した。それが徳川氏を中心とするところの江戸時代の社會であります。

然るにこの時代には前古未有の太平を迎へ、國民の精神生活は非常に豊かになり、學問の興隆を來すと共に、初めて國史の研究、國史の回顧が行はれ、それに伴うてわが國體についても、漸く周到な注意を拂ふやうになつた。これが爲に久しく衰へて居りました國體意識は、再び本來の面目に立歸る機縁を作り得たのであります。併し國家觀念の完全なる發達を見ますのには、尙ほ時の力を借りなければならぬのであります。故にこの時代の識者が、先づ國民を導かうと致しましたのは、國家の主權者は皇室に在しますといふこと、如何なる理由に於ても皇室に叛き奉ることは許さないと、極めて微温的な尊王論であります。皇室が日本の主權者で在しますといふことは、今日から申しますと、そんなことは教へなくとも分るやうなことであります。併し武家時代の社會に於きましては、國民の殆んど總てが、將軍があり、大名のあることは知つて居りますが、上に皇室の在しますといふことは、忘れてゐたのであります。徳川時代には可なり澤山の教育道德に關する著書が世の中に出て居ります。これらを御覽になれば分りますやに、武家に對する忠義道德といふものは述べて居りますが、皇室の御存在については、少しも述べてゐないのであります。さういふ時代に明確な國體意識を植付けたといふことは、驚くべき思想上の發展であります。斯様な國體意識からは、必然的に、一切の政治は主權者たる皇室に於て

行はるべきものである。幕府が政を行ふのは間違つてゐる。かういふ組織は變へなければならぬといふ結論に到達すべき筈であつたのであります。然るにその實際を見ますに、徳川時代に於て尊王の說を唱へた人々の間に、殆んどかくの如き說を明確に述べたものはないのであります。何れも幕府と朝廷との間に起り易い矛盾を調和しようとすることに苦心して居るのであります。これは大義名分を明かにしようとした水戸の光圀でも、國學の大家と謂はれる本居宣長でも同様であります。如何に合理的の主張でありましても、それが時代の要求とならない限り、實現の不可能がないからであります。言葉を換へて申しますれば、武家政治を撤廢して王政を復古することは、未だ早かつたからであります。然るに幾何もなくして外國との關係が再び起り、わが國の立場が非常に苦しくなつた。是に於て尊王思想の發展が、漸く實行性を帯びて來るのであります。而もその最初に於きましては、先刻も申上げました如く、安政の大獄に於て見られますやうに、日本の立場を擁護するが爲には、先づ幕府の立場を擁護しようといふやうな、佐幕的の形に於て表現せられて居るのであります。然るに安政の大獄の後かくの如き見解から全く解放せられ、最も明確な國體擁護の運動が起つて來たといふことは、全く時の力でありませぬ。

國體擁護の運動は、わが國の力の衰へて居る際に、國際關係上幾多の危險に曝されてゐるといふ實際から導かれて居るのであります。故に最初識者に依つて考へられましたことは、國力を恢復するといふことであつたのであります。國力が恢復さへすれば、かくの如き危險から免れるからであります。彼等は最初に幕府にこれを望んだのであります。幕府の立場を擁護しようとするやうな考へは、それから起つたのであります。然るに安政の大

獄に依つて彼等の期待は、全然裏切られてしまつた。要するに幕府を佐けて國力の恢復を圖らうとするこの不可能であるといふことを、安政の大獄に依つて學び得たのであります。日本精神なるものが力強く働き、正しい國體の姿が明確に意識せられたのはこの時であります。

これより先尊王の思想は既に發達して、國體意識も亦漸く復活の途を辿つて居ります。併し何れも皆微温的なものである。まだ幕府の存在を否定しないものであります。然るに今や幕府が中央政府としての職責を完うすることが出来ない。幕府の力を以てしては、國力を恢復することが出来ないといふ事實が、安政の大獄に依つて明白に暴露せられたのであります。是に於て別の形に於て政治の中心を求め、社會の中心を求め、國家の中心を求めるといふことが必要になつて参ります。然るにわが國に於きまして、社會國家の中心をなすものは申す迄もなく皇室でなければならぬのであります。皇室を中心と仰ぐといふことは、即ち幕府の廢止であり、天皇の親政であり、國體の正しい姿に歸ることでもあります。故に先進愛國の識者は、わが國體の本義に基き、始めて望みを幕府に絶ち、武家政治の撤廢に力を盡すことになつたのであります。これが明治維新といふものが、王政復古の形式に依つて表現せられる絶對唯一の原因であります。要するに國力の恢復も、國力の發展も、現在のやうな政治形態に於ては到底望むことは出来ない。先づそれらからして改善しなければならぬ。即ち國力を恢復するには、先づ國體を闡明するといふことが必要になつて來たのであります。この必要に應じ國力恢復のことが暫く後廻しにせられたのは、已むを得ない時の勢ひであります。

前述のやうな必要から導かれて、國體の闡明が、現在の日本を救ふべき唯一の手段として考慮せられた。武家

政治の撤廢といふことは、幕府を廢することでもあります。併し幕府が容易に自らその政權を抛つものではないといふことも亦明かでありますから、識者の國體擁護の運動は、更に一步を進めて、勤王の事實となり、勤王討幕の實地計畫となつて現はれて來るのであります。この時かくの如き正義の力により、敢然として勤王討幕の第一線に立ち、家を忘れ、身を忘れ、父母妻子を忘れ、甘んじて死地に赴いたものが當時の志士であります。

國體擁護の運動としての勤王討幕の計畫は數回行はれて居ります。その第一の事實は、文久二年四月薩摩の有馬新七、久留米の眞木和泉、筑前の平野次郎、肥後の宮部鼎藏、かういふ人々に依つて企てられました。京都に於て兵を擧げるといふことであつたのであります。然るにこの時の計畫は、まだ事を擧げない内に暴露しましたので、名高い伏見の寺田屋の事件となつて失敗に終り、有馬新七の如きはその犠牲となつて倒れて居るのであります。この時の計畫は志士浪人によつて行はれたのであるが幾何もなく關西の雄藩長州がこれに参加するやうになりましてから、著しく發展し、朝廷に於きましても三條實美以下これに参加する者が多く、遂に文久三年八月を期して錦の御旗を大和に翻へさうとするまでに爲つたのであります。然るにこの時の計畫にもいろ／＼の下落があり、手違ひがあつて成功しない、名高い八月十八日の政變と爲り、まだ事を擧げない以前にやはり失敗して居ります。これが爲に三條實美等七人の堂上は、長州に落延びるといふやうな逆境に沈んだのであります。而もこの計畫に相應するが爲に、土佐の吉村寅太郎、備前の藤本鐵石等は、公家の中山忠光を擁して兵を大和の五條に擧げ、筑前の平野次郎等は、公家の澤宜嘉を擁して、兵を但馬の生野に擧げたけれども中央との聯絡がないので成功しない。何れも幕府の征討軍の破るところとなり、中山忠光、澤宜嘉は僅かに身を以て免れ、その他の人

人は或は戰場に斃れ、或は捕へられて後に斬られたのであります。かうして擧兵の計畫は一時挫折致しましたけれども、長州並に志士浪人達は、飽く迄もその志を變じない。一旦失はれました京都に於ける勢力を恢復するが爲に、互ひに連合して京都に襲來しましたが、世に謂ふところの元治元年の禁門の事變であります。この時にもいろ／＼の手違ひがあり、手落ちがありました。が爲に幕府の破るところとなり、長州藩の俊傑と呼ばれて居ります。久坂義助を初めとして戦死する者が多く、志士浪人の領袖と仰がれて居ります。眞木和泉も、天王山で自刃して居るのであります。かくして幕府の長州征伐となり、時勢は、もはや尋常の手段を以てしては、收拾の出來ないやうな混亂の状態に陥つたのであります。

併しそれらの事實は、お話する時間ありませんし、またそれよりは、寧ろこの計畫に参加した志士浪人の殉國の精神を知ることが必要であります。その精神を知ることによつて、勤王討幕の運動が、國力を恢復する爲の國體擁護の運動であるといふ正しい意義を明かにすることが出來ようと思ひますので、二、三の例を擧げて説明致したいと思ひます。

討幕の計畫の幾度か繰返されました時に、その中心人物として朝野の信頼を受けたのは、久留米の眞木和泉であります。眞木は久留米水天宮の神職でありまして、最も早く勤王討幕、王政復古の說を唱へた一人であります。眞木の說に依りますと、「わが國は天照大神以來の國土であり、皇統連綿として窮まることなく、支那、朝鮮等と目を同じくして語るべきものでない。然るに今や外國の勢力に悩まされて、國威を辱めようとして居る。而もこれに對して幕府は何事も爲し得ないのである。元來幕府が國家の政治を行ふことが間違つてゐる。宜しく幕府

を廢して維新の治を開かなければならない。」かういふのが眞木の主張であります。眞木はかくの如き主張に基き勤王の義軍を起さうとしたのであります。又その家訓の内に、「大楠公のやうな勝れた人格は、到底自分達の及ぶところでない。併し一家一門を擧げて國難に殉じた精神だけは學びたいと思つてゐる。一死君恩に報ずるのには吾等の志である。假令不幸にして皇室の御再興を見ることが出來ないにしても、一門悉く朝廷の御爲に斃れたならば、將來必ず自分の志を繼ぐものがあらう」と稱して、郷黨の子弟を導いて居ります。これが勤王討幕の計畫となつて現はれる所以であり、又これが爲に眞木自ら勤王軍の先登に立つて戦死したばかりでなく、その一族子弟十餘人の者が、國難の爲に斃れて居るのであります。

斯様な精神は、勤王運動に参加しました人々に共通して居るのであります。例へば平野次郎の如きは、「今や泰平が久しく續いて幕府政を失ひ、西洋の脅威を受けて、國家將に亂れやうとして居る。これを救ふには大義名分を明かにし、萬機悉く古に復するばかりである」と稱して、王政の復古を唱へて居るのであります。また土佐の吉村寅太郎は

櫻樹未開 柳眼昏 決心呼友 酒終宵

一家一國何足惜 宜使本朝爲本朝

といふ詩を作つて居ります。即ち一家一族の生命も國家の爲には惜しむべきでない。正しい國體の姿に引戻して、わが國本來の面目を明かにしたいといふのであります。更に藤本鏡石の如きも、「わが國は開闢以來君臣の分が定まり、國家を統治せられるものは皇室でなければならぬ。何人と雖もこの大義を棄すことは出來ない

のである。自分は賤しい身分であるけれども、期するところは尊王の大道を明かにすることである。」と申して居ります。又擧兵の趣意書の内にも「わが國體を明かにし、武家の暴政を匡し、宸襟を安んじ奉る」といふことが明記せられて居るのであります。これらは僅かに二、三の例を擧げたに過ぎないのでありますけれども、その當時勤王の志士と謂はれる人々が、どういふ志を懷いて國事の爲に奔走したかといふ、一斑を推測することが出来ると思ふのであります。國家の非常時に際し、わが國體を擁護せんが爲に武家政治を破壊し、維新の政を布くのが彼等の志であり、一死君恩に報ずるのが彼等の精神である。一身一家の榮辱の如きは固より初めから問題でない。彼等は甘んじて一命を御國の爲に捧げたのであります。

討幕計畫は、かくの如き殉國の精神に燃えて居る志士に依つて企てられたのであります。不幸にしてその計畫は幾度か失敗に終つて居りますが、而も一事件の起る毎に幕府の勢力は破壊せられ、慶應年間に至りましては、三十餘藩の大兵を動しながら、一個の長州を屈服せしめることさへも出来ない連戦連敗の有様であります。これが爲に幕府の威信は、全く地を拂つたのであります。幕府は安政年間に於きまして、既に存在の價値を失つて居ります。併し尙ほ多少諸大名を統制するだけの威力を以てゐたのであります。然るに慶應年間に至りましては、それだけの力さへもなくなつてしまつたのであります。幕府の滅亡は最早目前に迫つて居るのであります。

かくの如くにして王政復古の氣運が、著しく發展し、もはや何人も異論を挿むものがない。たゞ王政復古をする爲の手段方法について二つの觀方があるのであります。一つは幕府から政權を取上げようとする武力の解決であり、一つは幕府をして自らその政權を抛たしめようとする平和の解決であります。武力に頼つて幕府から政權

を取上げようとする計畫は、最初志士浪人に依つて企てられ、後に長州が参加したことは、先程申上げた通りであります。然るに今や王政復古の氣運が漸く熟し、幕府滅亡のことが目前に迫つて來た時に、薩摩が始めてこれに参加したのであります。併しこの時の武力解決の意味は、幕府の滅亡が目前に迫つて居ります關係上、これ迄のやうに、幕府をして政權の放棄を強要するといふことの外に、別の新しい意味が加はつて居ります。この時薩摩及長州の考へるところに依りますれば、江戸幕府が三百年の間に扶植したところの力は、なかく根強いものがある。古い勢力がその儘残つてゐたのでは、維新の政を布くのにいろ／＼な故障が起る。社會の面目を一新し古今未曾有の大改革を行ふには、一旦先づ古い勢力を破壊しなければならぬといふのであります。この觀方は幕府を倒すが爲に必要であるばかりでなく、幕府を倒した後に新しい社會を建設する場合に於て更に必要なものとして考慮せられて居るのであります。故に薩摩、長州の二藩は、斯様な所信に基きまして、將に亡びやうとする瀕死の幕府に對して、尙ほ且その兵を用ひようとしたのは慶應三年の九月のことであり、引つゞいて二藩の間に攻守同盟が結ばれたのであります。またこの時薩長の二藩の爲に力を添へ、この計畫を有利に導いたものが、公卿の内の英雄と謂はれました岩倉具視であります。かくて具視の斡旋に依りまして 明治天皇の宸斷を仰ぎ、討幕の詔を拜受致しましたのは、慶應三年十月十四日であります。然るにこの日徳川政權返上の上表が、徳川慶喜から朝廷に呈出せられたのであります。

長州、薩摩の二藩が、討幕の計畫を進めた時、正面からこれに反對したものが即ち土佐であります。この時土佐の信するところに依りますれば、王政を復古するには、必ずしも幕府を討たなければならぬといふ絶対の

必要はない。幕府が亡びさへすれば、維新の天地が自ら開けるのである。殊に國家の非常時に際し、國內の鬭争に依る内亂の發生は極力避けなければならない。それには幕府をして政權を朝廷に奉還せしめることが近道である。また政權を奉還して後には、萬機公論に決するの政體を定め、議院政治を行ふのが最も合理的である。かういふのが土佐の主張であります。結論は同じでありますけれども、行き方が全く違つて居りますから、どうしても議論が合はないのであります。この時分長州では、有力な人々は誰も京都に來て居りません。薩摩の西郷隆盛、大久保利通並土佐の後藤象次郎、これらの人々が主として接觸の任に當つてをります。然るに後藤象次郎は、西郷隆盛、大久保利通等の猛烈な反對を押切つて、慶應三年十月三日山内容堂の名に於て、政權返上の勅告書を幕府に提出したのであります。然るに薩長二藩が兵を加へようとした幕府といへども勤王の精神に於ては少しも異なることがない。殊にこの時の將軍徳川慶喜は水戸の出身でありまして、先祖光圀以來の勤王の精神が傳はつて居ります。又慶喜の父の齊昭、所謂烈公も勤王の志の厚かつたといふことは申す迄もない。慶喜がまだ二十歳餘りの時、齊昭は特に水戸の屋敷に呼寄せまして、「吾々は三家三卿として幕府を擁護すべきことは固よりのことである。併し將來萬一朝廷と幕府との間に何事か起つた場合には、假令幕府に背いても朝廷に背いてはならない。これは先祖光圀以來の遺訓であるから、特に注意をして置く、忘れてはならない」と戒めてあります。かくの如き傳統的精神に依つて養はれました慶喜の勤王心が、薩摩や長州と少しも異なるところがなかつたといふのは、少しも不思議はないのであります。それ故に徳川慶喜には、早くから政權を返上するといふ覺悟が定つていたのであります。併し何百年の久しき間朝廷から政をお預りして居るのでありますから、唯政權を抛てば宜しいといふ

だけでは濟まない。責任の地位にあります以上、その後をどうすれば好いかといふ、善後策について相當に考へなければならぬ。又善後策が一步誤りますれば、容易ならざる内亂が起るのであります。慶喜がこれが爲に躊躇し、悩んで居ります内に、山内容堂の献白書を提出せられた。これを讀んで見ると、王政復古の曉には、萬機公論に決するといふ議院政治の事が説かれてゐる。成る程これならば維新の政を行ふのに差支ないといふので初めて安心して、政權返上の献白を朝廷に捧げたのであります。上表の呈出は先程も申しましたやうに十月十四日でありましたが、土佐の献白は十月三日でありまして、その間僅かに十日しか隔つて居らない。この短い間にあれだけの決心をするのには、早くからその覺悟が出來てゐなければ、到底爲し得るところでないのであります。この短い間にあれだけの決心をしたのを見ましても、その志の存するところが自ら諒解せられると思ひます。政權の返上は、親の齊昭の遺訓を奉じ、適當の場合に適當のことをしたに過ぎない」とは、慶喜が晩年自ら告白したところでありました。

明治天皇はその翌日、即ち十月十五日に慶喜の上表を勅許せられ、江戸幕府は茲に亡び、鎌倉以來七百餘年の長く續いた武家政治は茲に終りを告げ、政權は再び朝廷に返つたのであります。それから引つゞいて十二月九日に名高い王政復古の大號令が頒布せられ、その日に新政府が組織せられたのであります。尙ほまたこれに原因して、鳥羽伏見の戦争が起つて居りますが、この鳥羽伏見の戦争といふものは特殊の説明を要しますので、今日はその問題に觸れないことに致します。

徳川慶喜が薩長の二藩に兵を加ふるに先立ち、その良心の命ずるところに隨ひ、祖宗三百年の政權を朝廷に返

上したといふことは、洵に立派な態度であります。かくして慶應三年に行はれました王政復古は、血塗らず、兵を用ひずして、極めて平和の間に實現せられたのであります。蓋し幕府に傳はつて居ります勤王の精神は、兵刃の間に政權の授受を行ふことを許さなかつたからであります。殊に鳥羽伏見の戦争の後フランスの公使レオン・ロツシエが慶喜を訪ねて、兵器軍艦も貸さう、軍費も用立ようと申して、再舉を勧めましたが、慶喜はわが國體を説いて、斷然拒絕してゐます。この勤王愛國の精神は、慶喜をして萬世に不朽ならしめるものであります。

王政復古は云ふ迄もなく、武家時代における國體闡明の結論であります。併し國體を闡明する上に於きまして尙ほ残された問題があります。この時に政權は朝廷に復歸しましたけれども、全國の土地の大部分は尙ほ大名の領地であります。大名といふものは、それ／＼獨立の財政を行ひ、獨立の軍隊を擁して居るのであります。それ故に新政府が出来ましても、兵力もなければ、財力もない。それでは王政の復古といふものは、要するに空名であります。随つて大名の勢力といふものを、どうしても度外視することが出来ません。王政復古のことを外國人に通告するが爲の廟議のありました時に、大久保利道がその文案を起草して居りますが、その文案の内に、「朕は大日本天皇にして同盟列藩の主たり」と記されて居ります。封建制度をその儘にして、王政復古の實を擧げようとするのには、外國の聯邦組織見たやうなことを考へなければならなかつたのでありませう。併し王政復古の理想は、大權の發動を妨げるすべての障害物を除き、完全に國內を統一することにあります。それにはどうしても土地、兵馬の權を有つて居る大名を、處分しなければならぬ。併し大名を處分することは、非常な大問題であります。若し一步を誤りますと、これからも、やはり内亂の起る憂ひがあります。それで政府と致しましては、大

名から土地を取上げるといふやうなことはしたくない。出来るならば、幕府が政權を返上しましたやうに、大名自ら土地を返上するやうにしたいといふのが、その當時に於ける政府の一般方針であります。そこで政府はこの方針に従ひまして、その頃政府の中心勢力であります薩摩、長州、土佐、肥前、所謂薩長、土肥の四藩が先づその模範を示します爲に、明治二年正月に版籍奉還の上意を捧げたのであります。版籍といふのは、土地と人民とのことであります。然るに薩長、土肥四藩の勸誘が巧みにその功を奏しまして、他の大名にもこれに倣ふものが多い。そこで朝廷では同じ年の六月十七日にその乞ひを許され、まだ奏請しないものには、これを奏請せしめたのであります。これが世に謂ふところの版籍奉還であります。この時に土地兵馬の大權は完全に朝廷に回收せられたのであります。併し新政府は急激の改革が、人心を刺戟することを恐れ、藩の名稱は暫くその儘にして、元の大名に政務を委任するといふやうな形式を執つて居りますけれども、かくの如きは固より一時の方便に過ぎないのであります。故に二年の後、明治四年七月に廢藩置縣の詔が下り、封建國家の姿が全く失はれたのであります。

王政復古は、わが國體に關する明確な意識と、健全なる尊王思想の動きに依つて招來せられたことは、明かに事實の示すところであります。この時に當り諸國勤王の士が、非常時ともいふべき國家の危機に際し、身を以て國に殉じ、殊にその壯烈なる行ひに於て、感激の涙に咽ばしめるものがあるのは、天下の憂に先つて憂ひ、その前途に横はる幾多の艱難と闘つたからであります。その崇高なる精神と燃ゆるが如き熱情は、正に大和民族の精華を發揮したものであります。併しそれと同時に、幕府の政權返上並に大名の版籍奉還の誠意も認めなければな

らぬのであります。兵馬の大權が武門に移り、大名が土地人民を私有するやうに爲つたのは、これを可能ならしめたる時勢の變化に原因して居るので、必ずしも政權を盗み、土地を掠奪したとばかりは云へない事情もあります。故に若しこれをして海外の諸國にあらしめたならば、必ず惨虐なる革命を見たのでありませう。然るに明瞭なる國體意識に基き、一度尊王の精神と相觸れるに及んで、自發的に自己の利權を拋棄することを躊躇しなかつたのであります。幕府にして若しこの意識がなかつたならば、フランス公使の好意ある提議を受容れたかも知れないのであります。或はまた壇ノ浦に於ける平氏の如く、葛西ヶ谷に於ける北條氏の如く、最後まで薩長と決戦したかも知れないのであります。又大名に致しましても、容易に版籍奉還を肯んじなかつたかも知れないのであります。幸ひにして國家擁護の精神は、或は大名をして、或は幕府をして平和の間にこれを解決せしめるといふ聰明なる態度に出でしめることが出来たのであります。斯様に王政復古といふものは、全く國民の自覺から導かれたもので、又特に國體を擁護しなければならぬ國情に依つて促進化せられたものであります。かくしてわが國體は始めて闡明せられ、正しい元の姿に還へることが出来たのであります。

併し國體の擁護といふことは、國體の闡明ばかりでは尙ほ十分ではないのであります。元來國體を闡明し、王政を復古するといふことは、非常時の姿に直面して、受難の境遇から解放せられようとする期待の下に實現せられたものであります。假令國體は、正しい元の姿に歸ることが出来ましても、非常時の境遇から解放せられない以上、依然として國體を傷つける危険が多分に含まれて居るのであります。要するに國體の闡明は、非常時を克服する爲の前提に過ぎないのであります。非常時を克服するといふことは、即ち國力の恢復であります。是に於

て國力恢復の問題が、王政復古の後に於ける國體擁護の第二階段の手段として取上げられたのであります。その結果が即ち明治維新であります。維新といふことは、元來王政復古といふことであります。王政復古といふことと、維新といふことは全く同じことであります。蓋し王政の復古に依つて局面が一變し、新しい社會が見出されたからであります。併し國力を恢復するが爲のいろ／＼の事業は、明治年間に於て行はれて居ります。故に便宜上それらの事實を指して明治維新と稱するのであります。明治維新の改革事業は、慶應三年十二月九日の王政復古の大號令から始つて居るのであります。

この日 明治天皇は、名高い王政復古の大號令を喚發せられ、攝政關白、幕府などいふ、公家、武家に於ける政治機關を全廢し、新たに總裁、議定、參與の三職を置かれ、有栖川宮熾仁親王が總裁として首相の任務に御就きになり、議定參與とは、公家、大名、諸藩士の有力者が任命せられたのであります。かくして新政府が 明治天皇の御指導の下にいろ／＼の改革を行つたのが即ち明治維新であります。そこで 明治天皇の御思召がどんな風であつたかといふことを拜察しなければならぬのであります。

十二月二日に王政復古の號令が出ました時に、群臣に賜はりました御沙汰書があります。これは相當長いものであります。大意を申し上げますと、「嘉永以來未曾有の國難に際し 孝明天皇が宸襟を惱まされた次第は、人々の遍く知るところである。是に於て叡慮を決せられ、王政復古・國威挽回の基礎を立てさせられ、萬事 神武天皇の御創業の始に基き、天下と共に休戚を同じく遊ばされる御思召であるから、何れも御國の爲に忠誠を抽づるやうに」とのことです。この御沙汰書を拜見致しましても、國威を挽回するといふことが、明治天皇の叡慮であ

り、また國威を挽回されるが爲に、神武天皇の創業と同じ御決心で在らせられたことを、窺ひ奉ることが出来るのであります。所謂明治維新は、決して單純な改革事業ではない。御沙汰書にも仰せられましたやうに、國威を挽回するといふ重大な任務があるのであります。國威を挽回しなければ、未曾有の國難から解放せられることが出来ない。帝國將來の安全をも保障することが出来ないからであります。孝明天皇が宸襟を惱まされたのはこれが爲めであり、明治天皇の宸憂もやはりこの點に在したのであります。斯様な宸憂について、十分に拜察し奉ることが、即ち明治維新といふものを正當に理解する所以であります。かくして、明治天皇の御指導の下に維新の政が行はれて居りますが、この基礎を爲すものは、名高い五箇條の御誓文であります。

明治元年三月十四日に、明治天皇は宮中の紫宸殿に出御遊ばされて、皇族、公卿、諸大名を率ゐられ、天神地祇を御祭りになり、神明に對して五事を誓はせ給ひ、またこれを國民にも御示しになつた。即ち

- 一、廣ク會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スベシ。
- 一、上下心ヲ一ニシテ、盛ニ經綸ヲ行フベシ。
- 一、官武一途庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス。
- 一、舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ。
- 一、智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ。

以上の五箇條であります。史上でこれを五箇條の御誓文と申上げて居ります。將來の國是はこの時に定まり、明治の新政は悉くこの御主旨に依つて行はれたのであります。尙ほこの日群臣に賜はりました勅語の内に

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ジ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ立テントス。衆亦此旨趣ニ基キ、協心努力セヨ。と仰せられ、又國內に宣布遊ばされました宸翰の内に

朕茲ニ百官諸侯ト相誓ヒ、列祖ノ御偉業ヲ繼述シ、一身ノ艱難辛苦ヲ問ハズ、親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ、遂ニ萬里ノ波濤ヲ拓開シ、國威ヲ四方ニ宣布シ、天下ヲ富強ノ安キニ置カンコトヲ欲ス。と仰せられて居ります。この宸翰の内に仰せられましたやうに、「國威を四方に宣布し、天下を富強の安きに置かんことを欲す」とあります御言葉こそは、明治維新の正しい意義を最も正確に御説明遊ばされたものであります。この頃の日本は、先刻申上げましたやうに、現代の日本とは較べることの出来ない貧弱の日本であります。一步誤れば、國體を傷つける虞れのある程力のない日本であります。國威挽回の必要はこれが爲に起り、國體擁護の必要はこれから起つて居るのであります。明治維新の使命は全く茲にあるのであります。國威の挽回、國體の擁護、これを離れては、明治維新の意義は存在しないのであります。明治天皇が「國威を四方に宣布し、天下を富強の安きに置かんことを欲す」と仰せられましたのも、やはりかくの如き境涯から、天下蒼生を救はれる大御心であつたと拜察し奉るのであります。この時施政の方針として御示しになりましたのが、即ち五箇條の御誓文であります。

五箇條の御誓文の第一條にあります「廣ク會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スベシ」といふことは、故障の爲めに最も後れて實現せられて居りますけれども、舊來の陋習を破り、智識を世界に求め、上下一致して盛に經綸を行ひ

官民共にその志を遂げしめることは、王政復古の直後から行はれて、社會の情勢は遽かにその面目を改めるやうになつたのであります。

今その主なる事柄について、簡単に申し上げますならば、政府の行ひました改革事業の内、先づ手を着けたのが、階級制度の撤廢であります。この頃の日本には、複雑にして煩瑣な階級が設けられて、これを亂すことが出来ぬ。又身分職業の世襲といふことが行はれて居るのであります。然るに政府は王政復古の後幾何もなく、かくの如き習慣と、かくの如き制度とに大改革を加へ、公家、大名、武士、百姓、町人などいふ階級の名稱を廢し公家、大名は華族、一般の武士は士族、百姓町人は平民と唱へることになつたのであります。かくして新たに華族、士族平民といふ稱號は起りましたけれども、法律の前にはすべて平等であります。もはや社會階級としての意義を有してゐない。國民はいづれも、平等の水準の上に立つことになつたのであります。

更に財政の方面に於きましては、新政府の成立の際には全國の土地の殆んどすべては舊幕府及び大名の領地であります。租税は皆その手に歸し、國庫の收入といふものがない。政府は已むを得ず紙幣を發行して一時を彌縫したのであります。明治四年版籍奉還が行はれてから、全國の租税が始めて國庫に入ることになつた。是に於て税制を改革し、又各種の新しい税を起し、財政の基礎がこの時に定つたのであります。明治二年に於きまして歳入歳出の總額僅かに二千萬圓に過ぎなかつたものが、明治二十二年には一億を突破して居ます。驚くべき財政の膨脹であります。

貨幣制度の統一せられたのもやはりこの時であります。江戸時代の貨幣は金、銀、銅の三種貨が行はれてゐま

すが、その價值も違へば、計算法も違ひ、非常に煩はしいものであります。政府はこれを改革せんが爲に、明治四年に新貨幣を鑄造し、形はすべて圓形に改め、計算法はすべて十進法に依ることになつたのであります。殊に江戸幕府の貨幣といふものは、その品質が非常に粗悪であります。殊に幕末になりますと、大名の内にも贋金を造るものが非常に多く、幣制が紊亂し、貨幣の信用價值が殆んど地に墜ちてゐたのであります。然るに新貨幣が鑄造せられましたから後、わが經濟界は始めて安定することが出来たのであります。

それから又政府は、明治の初年に一般の金融機關と致しまして、紙幣發行の特權を有して居る國立銀行を全國主要の都市に設立致さしめ、又對外金融機關と致しまして、横濱に正金銀行を設立して居ります。然るに明治十五年になりまして、中央銀行たる日本銀行が設けられて始めて兌換券の發行は日本銀行に限り、國立銀行はその特權を失ひ、私立銀行としてその營業を繼續することになつたのであります。又私立銀行では明治九年に設けられた三井銀行が最初であります。

殖産興業の方面に於きましては、政府の最も力を用ひたところでありまして、これが爲に巨額の國債を募集して、その資金に宛て、居るのであります。これらは主として鐵道の敷設、海運の振興、通信事業の開設、商業の保護獎勵に使用せられて居ります。この内電信は明治二年に始めて東京横濱に通じましてから後、次第に全國に及んで居ります。郵便は明治六年に政府事業となりましてから、民間の營業が休止せられて居ります。又鐵道は明治五年に東京横濱の間に開通致しましてから、東海道線、直江津線をはして、官設鐵道の敷設せられたものが多し。私立鐵道では日本鐵道會社が起り、政府保護の下に東京青森間に開通致しましたが、明治二十四年のこ

とであります。又海運では、明治の初年アメリカの太平洋汽船会社が、わが沿岸の航路を獨占して居りましたので、政府は土佐の岩崎彌太郎の設立した三菱會社を保護して、これに當らしめたのであります。岩崎は三菱會社を率ゐて太平洋汽船會社と競争し、遂に競争に打勝つて汽船會社の利権を買収して沿岸の航海権を獲得し、進んで上海に至る定期航路を開きましたのは明治八年であります。その後共同運輸會社といふものが、政府保護の下に設立せられました。明治十八年に三菱會社と合併したのが、即ち今日の日本郵船會社であります。又それと殆んど同時に大阪に商船會社といふものが設立せられました。海運業が非常に發展して來るのであります。尙ほ商工業については、明治初年以來、政府自ら造船、紡績、製糸、製紙或は印刷等の模範工場を起して指導の任に當り、或はまた補助金を下付して、これを起さしめたことも多い。人を歐米諸國に派遣して商工業の實際と技術を學ばしめ、各種の機械を輸入し、多數の外國技師を招聘したのも亦この頃のことです。かくして明治十年頃から漸く諸工業の勃興する氣運を迎へたので、官設の工場も次第に民間に拂下げて居ります。されば明治十八年には會社の公稱資本の總額五千萬圓であつたのが、明治二十三年に二億二千萬圓に上つて居ります。これに依つても商工業の發展した一斑が推測されようと思ひます。

更に軍事の方面に於きましては、陸軍は明治四年に薩摩、長州、土佐三藩の兵一萬餘人を徵集して御親兵としたのがその起源であります。次いで明治六年に始めて徵兵令を布き、兵役を國民全體の義務となすに及んで、常備軍の制度が漸く整ひ、鎌倉以來武家の手にありました兵權が、完全に中央政府の手に回收せられたのであります。併しこの時代の兵備は、國內の騷亂に備へるといふ程度に過ぎなかつたのであります。明治二十一年になりました。國防としての兵備が漸く備はり、大陸發展の基礎を築いたのであります。海軍に於きましては、明治初年舊幕府から沒收しましたもの、並に薩摩、長州、佐賀の諸藩から献納しましたものを併せて僅かに十隻に過ぎない。この後海軍の擴張計畫を建て、其充實を圖り、明治二十二年には二十隻、總噸數五萬噸に達して居ります。併しまだ微々たるものであります。二十四年に支那の北洋艦隊の参りました時に、國民が多分の不安を懷いたといふことは、先刻申上げた通りであります。是に於て二十五年新たに造船計畫を建てましたが、この時明治天皇は特に宮中の御費用を御省きになりました。向ふ六ヶ年の間毎年三十萬圓を御下賜になつたのであります。これが爲にわが海軍は漸く充實し、日清戦争の時には、御承知のやうな成績を擧げることが出來たのであります。

この外に尙ほ明治二十二年に憲法が發布せられ、二十三年には第一帝國議會が召集せられましたから、立憲政體が完備し、又民法、商法等が公布せられましたから、法典が備はり、二十四年には自治制度が確立します等、國運發展の委著しいものがあつたのであります。

要するに維新以來官民一致努力しての國力恢復の努力は明治二十三、四年の頃になつて漸く報いられて、略々その緒に就くことが出來たのであります。併し官民一致の努力といふものは、すべて只今申上げましたやうに、主として物質文化の輸入發展といふことに集中せられて居るのであります。一言にして盡しましたならば、即ち富國強兵であります。蓋しこの方面に於て最大の缺陷が横たはつてゐたからであります。随つて明治維新の改革が歳と共に充實するに随ひまして、わが國力も亦次第に恢復せられ、國力の恢復するに随つて昔のやうな不安が一掃

せられ、王政復古の後半世紀にも満たない内に、新日本の基礎を築くことが出来たのであります。是に於て日清戦争の折には條約が改正せられて、國際上の地位が高まり、更に日露戦争に於ては、東洋の平和を亂す病と謂はれて居りました朝鮮問題を解決致しますと共に、世界の一等國に連り、更に世界戦争に於きましては、英米佛伊と共に五大強國と謂はれ、今や輝かしい發展の姿を現はして居るのであります。而もその端緒を開くものは王政復古と明治維新とであります。明治維新と王政復古とは、全く同一の精神に依つて導かれて、この二つは絶對に分離して考へることの出来ないところに、わが近世史の發展がある所以であります。蓋し西洋諸國の脅威から免れて、帝國の安全を保障するが爲めには、國力の恢復が必要であり、國力を恢復するには、それに先立つて國體の闡明が必要とせられたからであります。かくして國體闡明の必要から導かれたものが王政の復古であり、國力恢復の必要から導かれたものが、明治維新の改革事業となつて現はれて居るのであります。故にこの密接なる相對關係を明らかにしなければ、到底明治維新といふものの正しい意義を理解することは出来ないであります。

要するに明治維新を貫くものは、國體擁護の精神であります。それがそれ／＼の必要に應じ、或は王政の復古となり、或は維新の新設となり、別々の様式となつて表現せられて居りますけれども、その歸着するところは全く一つであります。然るに世上明治維新の歴史を語る者は、殆ど皆維新の改革事業にのみ重きを置いて、その背景をなすところの國體擁護の精神を忘れて居るやうな傾きにあります。これは、私の最も遺憾とするところであります。今日の私のお話が、幾分なりとも維新の正しい精神を明らかにすることが出来ましたならば、學徒として無上の光榮であります。これで不十分な私のお話を終ります。長い間御清聴を煩はしたことを感謝致します。

昭和十三年二月廿五日印刷 新更論集分冊  
昭和十三年二月廿八日發行 定價金十錢

編輯者 神崎 照惠

千葉縣成田町一番地

印刷者 大友 惟誠

千葉縣印旛郡成田町四三

發 兌 千葉縣成田町一番地  
新更會刊行部

終

